

伊豆の国市
重層的支援体制整備事業
実施計画

令和6年3月 伊豆の国市

目 次

目次	1
はじめに（計画策定の趣旨）	2
第1章 重層的支援体制整備事業について	3
1. 重層的支援体制整備事業の概要	3
2. 重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援	3
3. 伊豆の国市における重層的支援体制整備事業の方向性	5
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	6
1. 計画の位置づけ	6
2. 計画期間	7
3. 計画の策定及び推進体制	7
第3章 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について	8
1. 対象者の属性を問わない相談支援	8
(1) 包括的相談支援事業に関する体制	8
(2) 多機関協働事業に関する体制	8
(3) 重層的支援会議及び支援会議の実施方法	10
(4) アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業に関する体制	10
2. 多様な参加支援	12
3. 地域づくりに向けた支援	13
重層的支援体制整備事業 実施体制表	14

はじめに（計画の背景・趣旨）

近年、人口減少や少子高齢化の進行、雇用環境や価値観・ライフスタイルの多様化などを背景として、高齢者の孤独死、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待、自殺問題、子どもの貧困問題など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。いわゆる「8050問題」や引きこもり、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラーといった問題をはじめ、複雑で複合的な課題を抱える人の相談が増加しています。

こうした中、国では、包括的な支援体制整備を具体的に進めるため、令和2年6月に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）を改正し、重層的支援体制整備事業を創設しました。この事業は、市町村の進める包括的な支援体制整備を具現化するものです。

本市では、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野ごととの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、令和5年度を始期とする第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「地域福祉計画」という。）を伊豆の国市社会福祉協議会とともに策定しました。

この計画では、「市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに」を基本理念として掲げ、支援を必要とする人を支える仕組みづくりとして、重層的支援体制の整備を進めるとしております。

「対象者の属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施し、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「伊豆の国市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

<目指すべき姿・概念の整理>

上位概念 （目指すべき姿・理念）	地域共生社会の実現
第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画	
市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに	
中位概念(基本目標)	基本目標2 地域で助け合う仕組みをつくる （4 支援を必要とする人を支える仕組みづくり）
具体的手法	重層的支援体制整備事業の実施

第1章 重層的支援体制整備事業について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

令和3年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目的として、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢・障がい・子ども・生活困窮といった対象者別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、設けられた事業です。

本事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「対象者の属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとされています。

2. 重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援

(1) 対象者の属性を問わない相談支援

⇒ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

(2) 多様な参加支援

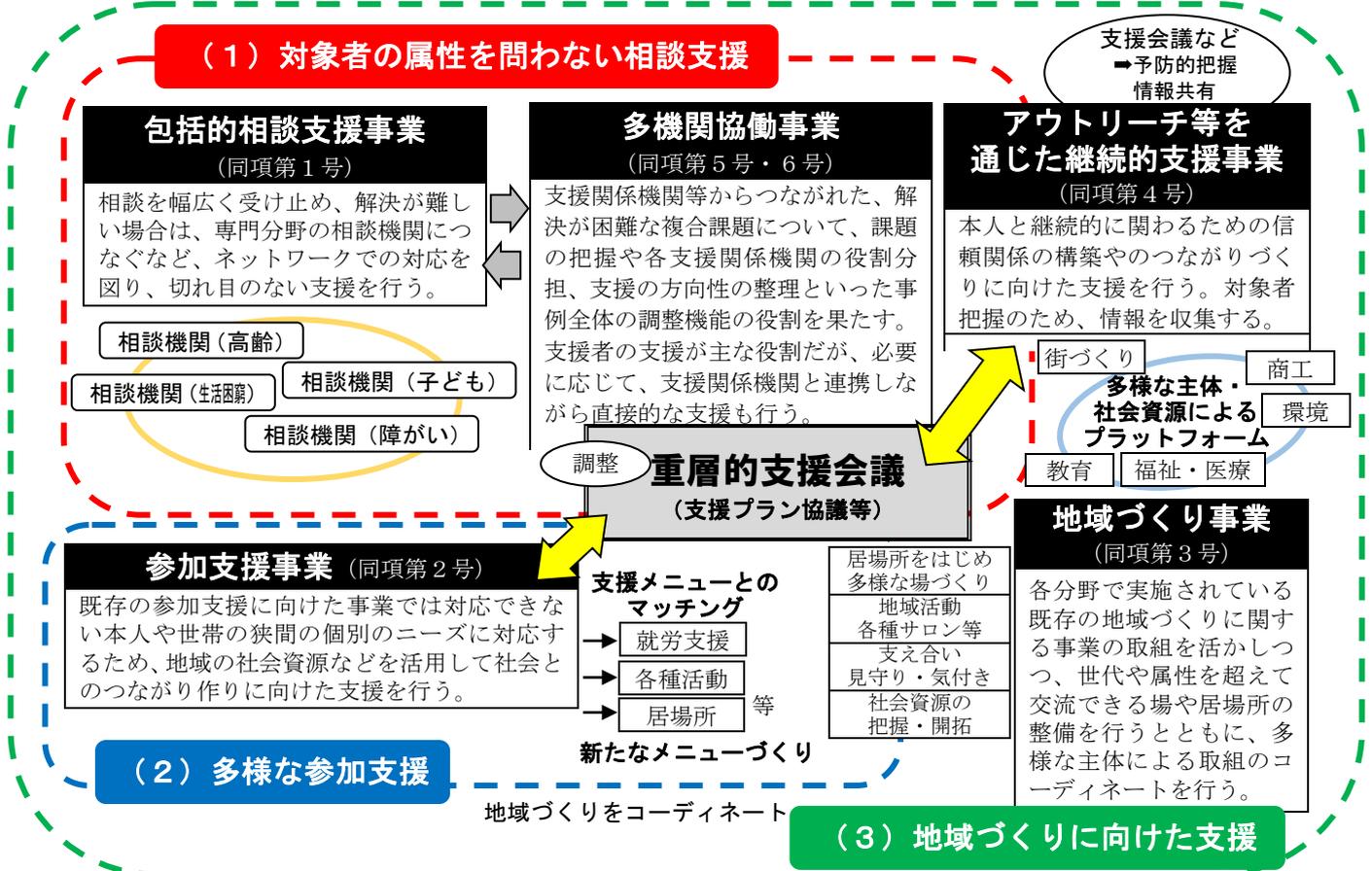
⇒ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

(3) 地域づくりに向けた支援

⇒ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

※ (1)～(3)までの3つの支援を一体的に実施することにより、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の側面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化します。本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自立的な生を支えるセーフティネットとなっていきます。

重層的支援体制整備事業(法第106条の4第2項)の全体イメージ【図1】



なお、上記のとおり3つの支援は、下表の枠組みに沿って取り組みます。

重層的支援体制整備事業 (以下に掲げる事業をすべて実施)		
法第106条の4第2項	事業名	既存制度の対象事業
第1号	包括的相談支援事業	【高齢】 地域包括支援センターの運営
		【障がい】 障害者相談支援事業
		【子ども】 利用者支援事業
		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援事業	新規
第3号	地域づくり事業	【高齢】 地域介護予防活動支援事業
		【高齢】 生活支援体制整備事業
		【障がい】 地域活動支援センター事業
		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
		【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規
第5号	多機関協働事業	新規
第6号	支援プラン作成事業	新規 (※第5号において実施)

3. 伊豆の国市における重層的支援体制整備事業の方向性

本市では、生活課題が多様化する世帯が全国的にも増加する中、これらの課題に対応するため、現在の福祉相談センターの前身である「保健福祉・こども・子育て相談センター」を設置しました。保健福祉・こども・子育て相談センターでは、市民の様々な相談に対する窓口として、世帯単位、家庭単位での支援に努め、包括的な相談支援体制の構築に資する取組を進めてきました。

令和5年3月に策定した第4次伊豆の国市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、包括的に相談を受け止める福祉の総合相談窓口の充実や、アウトリーチ活動による生きづらさを抱えた制度の狭間にある対象者の早期発見早期対応、新しい互助による地域福祉サービスの創出等を行うことにより、重層的支援体制の整備を進めるとしております。

同年4月、市では、家庭・児童福祉について専門的に対応する「こども家庭課」を新たに設置しました。これにより、高齢、障がい、子ども、生活困窮の4分野について、専門的に相談支援を行う担当課ができ、福祉相談センター（令和6年度から社会福祉課内福祉相談室）を、福祉の総合相談や他分野にまたがる複合的な課題を解決するためのコーディネート（多機関協働）、行き場のない悩みを抱えた人に寄り添い伴走支援（アウトリーチ等を通じた継続的な支援）を行う課とすることで、福祉事務所内における役割を明確化しました。

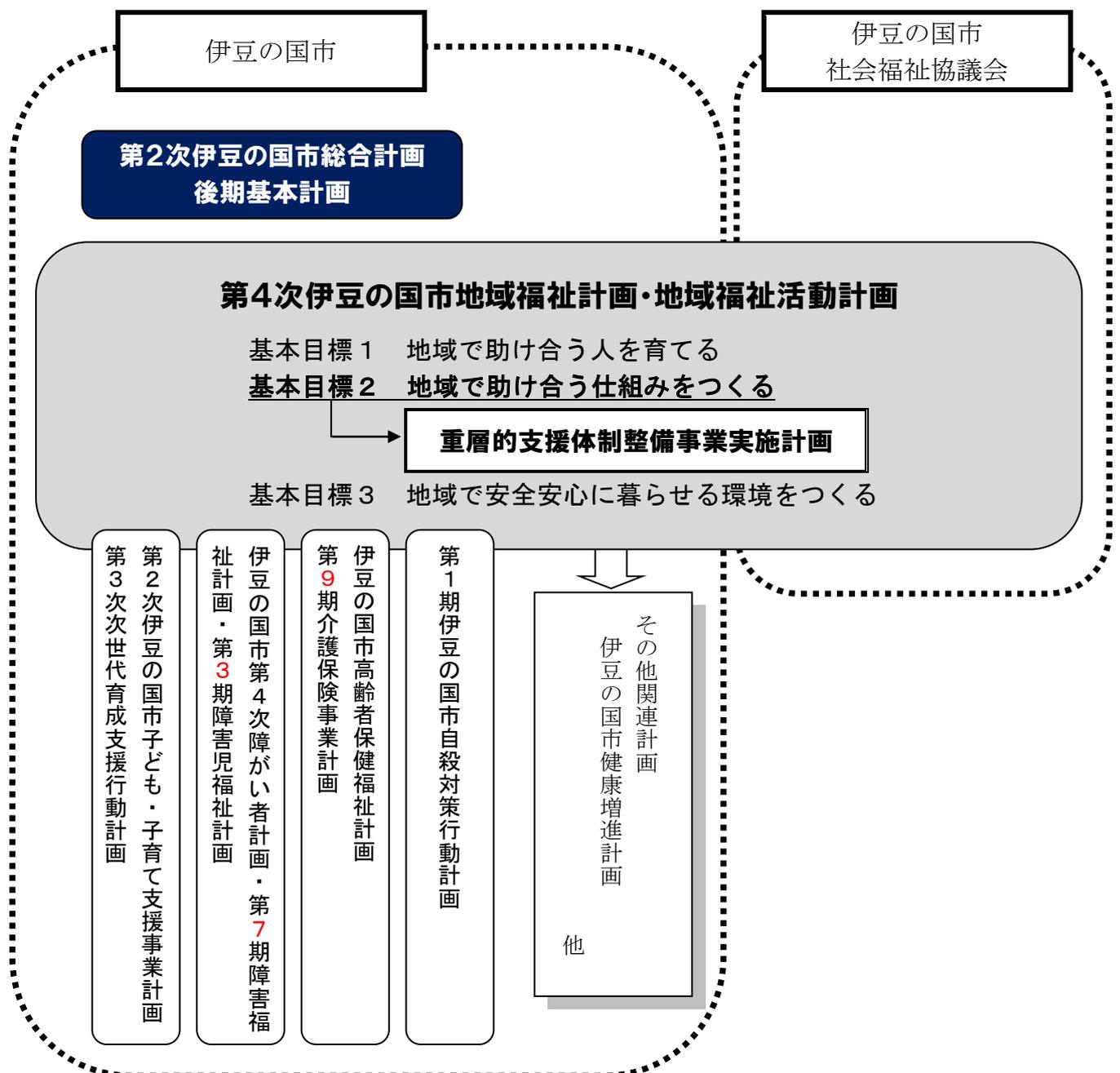
本市が重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、これまでの取組の成果と強みを最大限に活かしながら取り組むとともに、各分野で進めてきた支援を横断的且つ一体的に実施することで、地域共生社会の実現に向けた本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組の一層の強化につなげ、人と人、人と資源がつながり助け合う地域づくりを目指します。

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

1. 計画の位置づけ

本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、地域福祉計画・地域福祉活動計画における「基本目標2 地域で助け合う仕組みをつくる」に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけ、地域福祉計画との整合性・調和を図りながら推進していきます。



第3章 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について

1. 対象者の属性を問わない相談支援

相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援する体制を整備するため、

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 多機関協働事業
- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

の3つの事業を実施します。

(1) 包括的相談支援事業に関する体制

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援の取組を一体的に実施することで、相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めます。受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における各支援機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関につながります。課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につながり、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行います。

本市では、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野に相談窓口と担当課を設けるとともに、総合相談窓口として社会福祉課内に福祉相談室を設置し、連携・協働しながら支援を行います。

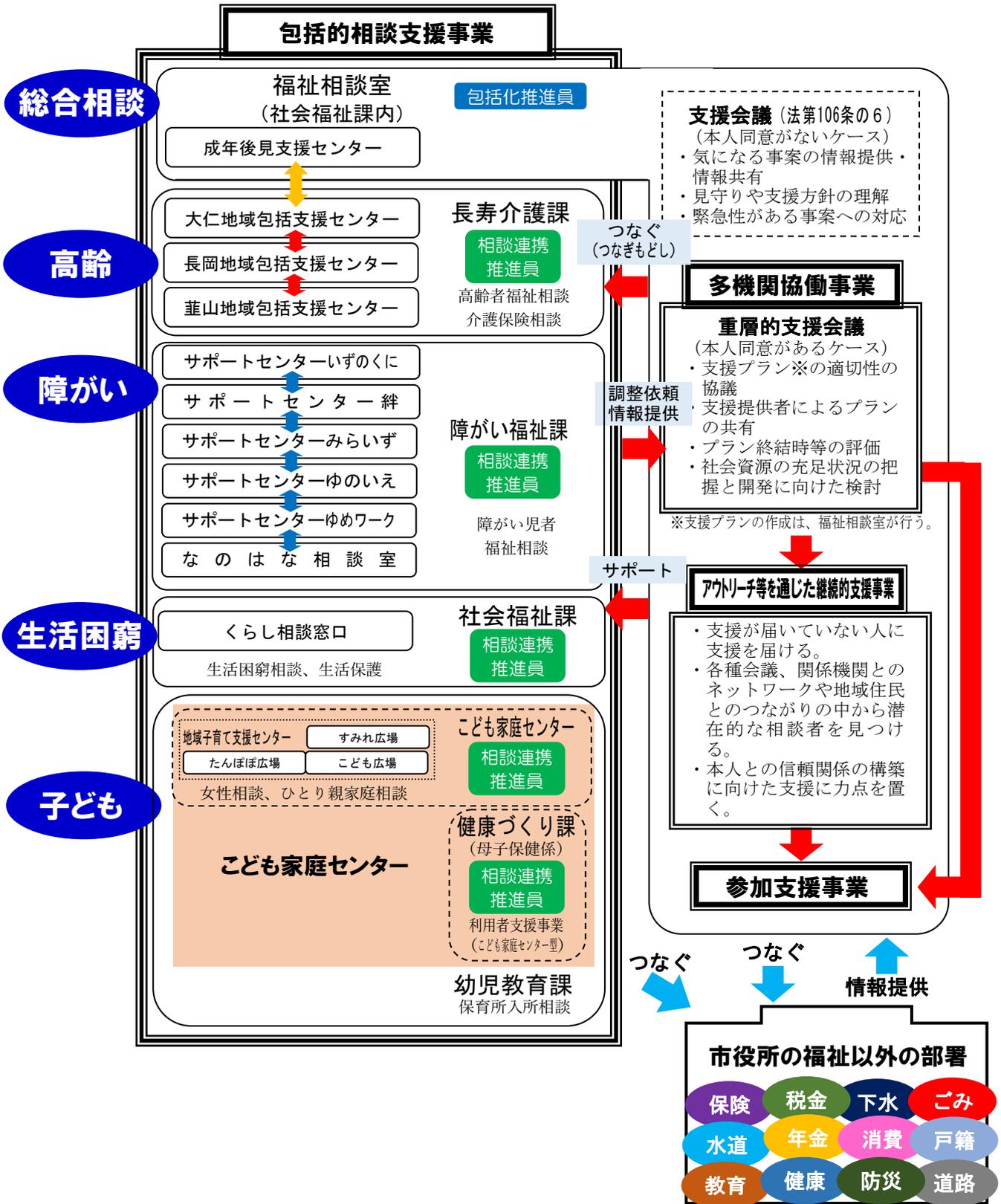
(2) 多機関協働事業に関する体制

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うものです。複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たし、支援者の支援を行います。

本市では、図2のとおり、福祉相談室に包括化推進員を配置するとともに健康福祉部の各課に相談連携推進員を配置し、連携強化を図ります。解決できる複合課題については、包括的相談支援事業において一定の完結を試みますが、制度の狭間にあるものや解決が困難な事例について、多機関協働事業につながります。これらの事例に対し、包括化推進員が重層的支援会議（または支援会議）を開催し、調整を行うことで、多機関協働によるチーム支援を実施します。

また、調整等を行う中で、アウトリーチを通じた継続的支援事業や参加支援事業へつなぐなど、多様な支援を行います。

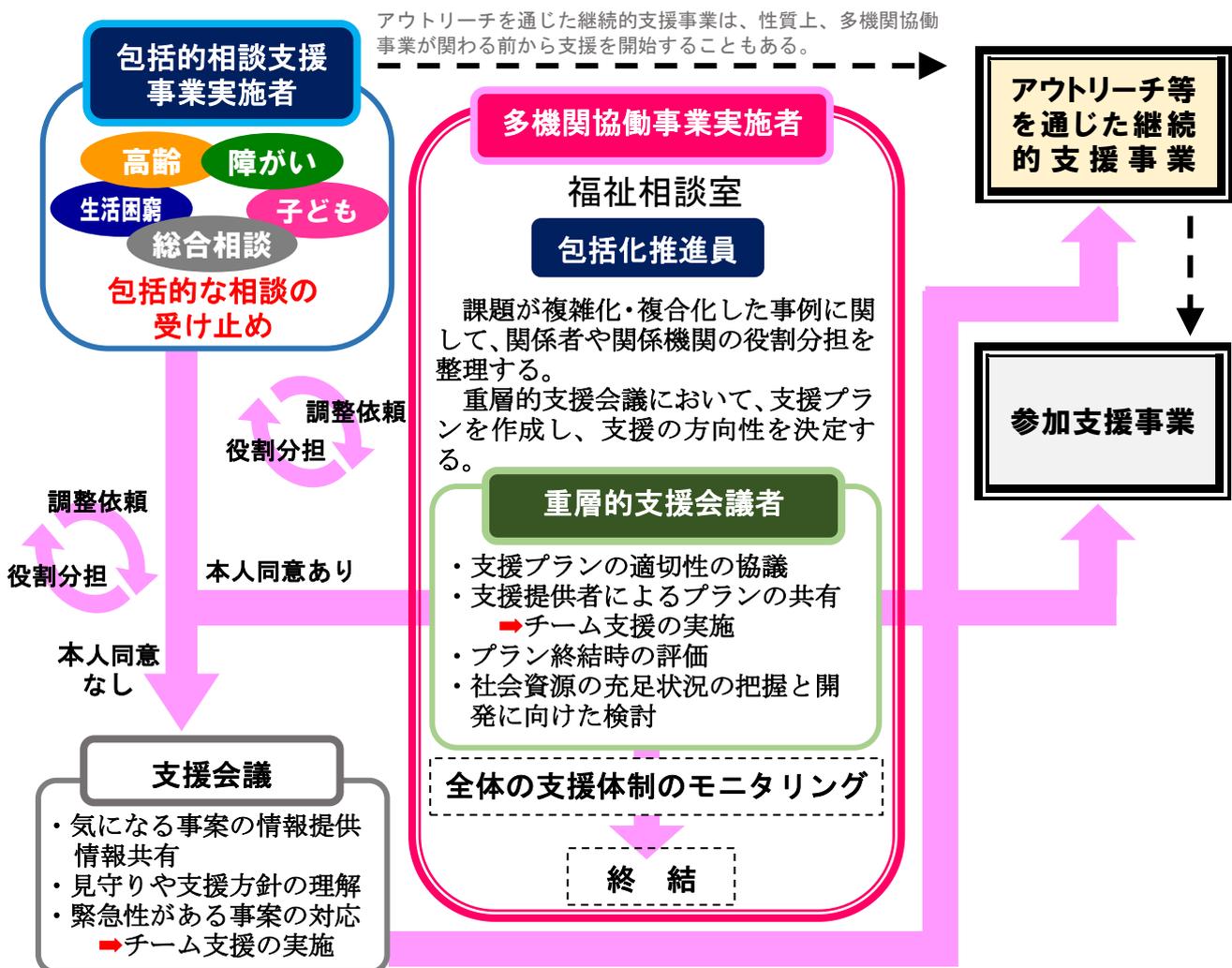
重層的支援体制整備事業における相談支援体制のイメージ【図2】



(3) 重層的支援会議及び支援会議の実施方法

本市では、福祉相談室に配置する包括化推進員を中心に、市の各相談支援関係課に配置する相談連携推進員や包括的相談支援事業実施者のケース担当職員、その他支援に必要な者を案件に応じて調整し、重層的支援会議（または支援会議）を随時開催します。

多機関協働事業等における支援フロー【図3】



(4) アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業に関する体制

アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。したがって、多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されます。

このような対象者像を踏まえ、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

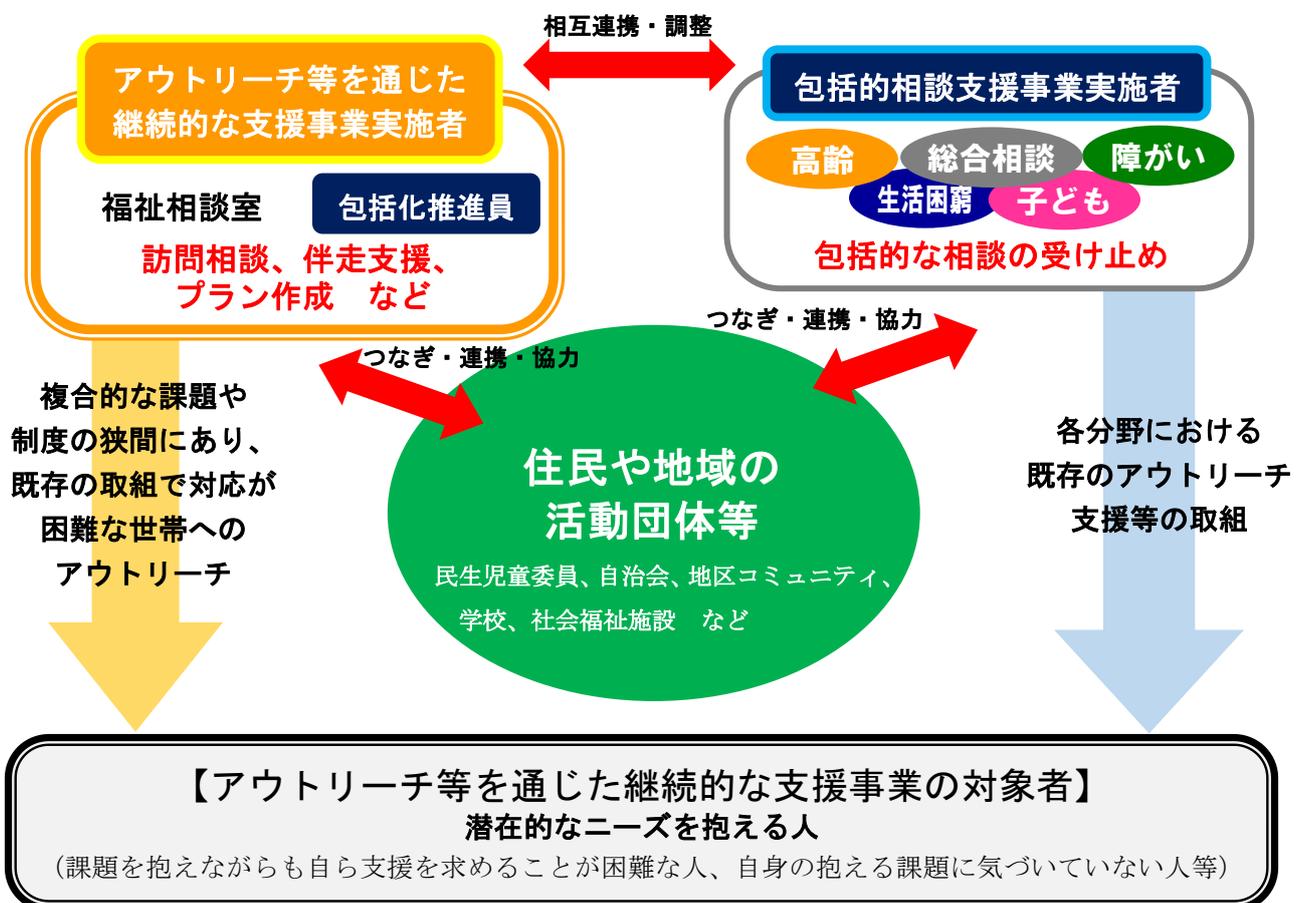
また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、情報を幅広く収集します。

本市では、包括的相談支援事業の実施や多機関協働事業による課題の整理を行う中で、支援が届いていない人・世帯を把握した場合にアウトリーチ等事業を実施します。このような潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯を早期に発見し、必要な支援が届けるため、市の各課や各分野の相談支援機関と相互に連携を図り、積極的な情報収集に努めるとともに、訪問や電話相談等を行うことで、対象者本人やその家族との関係性の構築に向けた働きかけを行います。

さらに、包括的相談支援事業実施者においても、必要に応じて、各分野におけるアウトリーチの取組を行います。

アウトリーチ等事業を通じて、本人と信頼関係が形成され、同意が得られた場合には、多機関協働事業においてチーム支援につなげるとともに、参加支援事業等による社会参加の促進や地域づくりの取組などを通じた支え合いや見守りなど、地域の社会資源とのつながりづくりに向けた伴走型の支援を実施します。

本市におけるアウトリーチ等を通じた継続的な支援事業の実施イメージ【図4】



2. 多様な参加支援

参加支援事業に関する体制

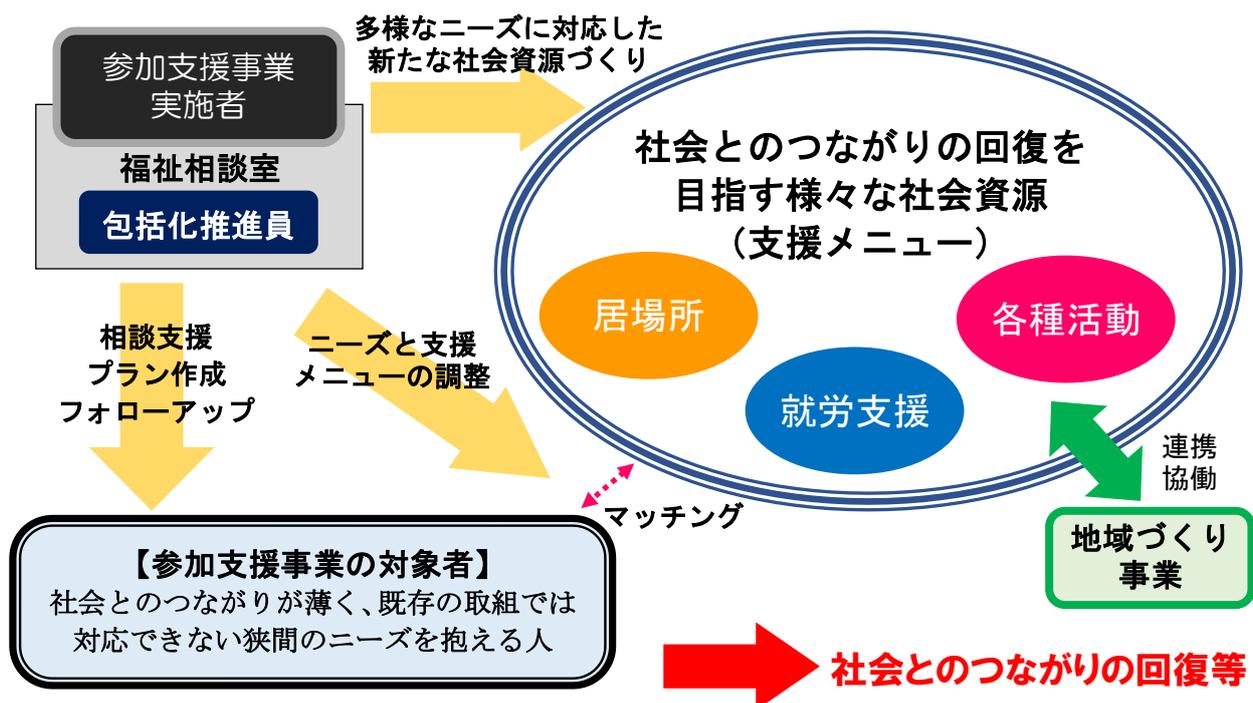
参加支援事業は、社会とのつながりが薄く、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。

また、様々な取組を行う団体等の地域資源に働きかけて、支援メニューの拡充や創出を図るなど、多様な支援ニーズに応じた多様な形での社会参加を目指します。

本市では、包括的相談支援事業や多機関協働事業による支援を実施する中で、各分野で行われている既存の取組では課題の解決を図れない、狭間のニーズを抱える人との社会とのつながりの回復や自己肯定感・有用感など生きる力の回復に向けて、図5のとおり、包括化推進員が中心となり、本人やその世帯の希望や意思を尊重しながら、就労支援や居場所、各種活動などの様々な社会資源を活用し、ニーズにあった支援メニューとのマッチングを行います。マッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行い、本人やその世帯と社会とが継続してつながるための支援を行います。

支援メニューの充実に向けては、本人の状態や希望に沿った支援が実施できるよう、市が行う既存の福祉サービスの拡充を図るとともに、地域づくり事業等の取組を通じて、地域の社会資源を把握し、連携・協働を図る中で、多様なニーズに対応した社会資源づくりに取り組みます。

本市における参加支援事業の実施イメージ【図5】



3. 地域づくりに向けた支援

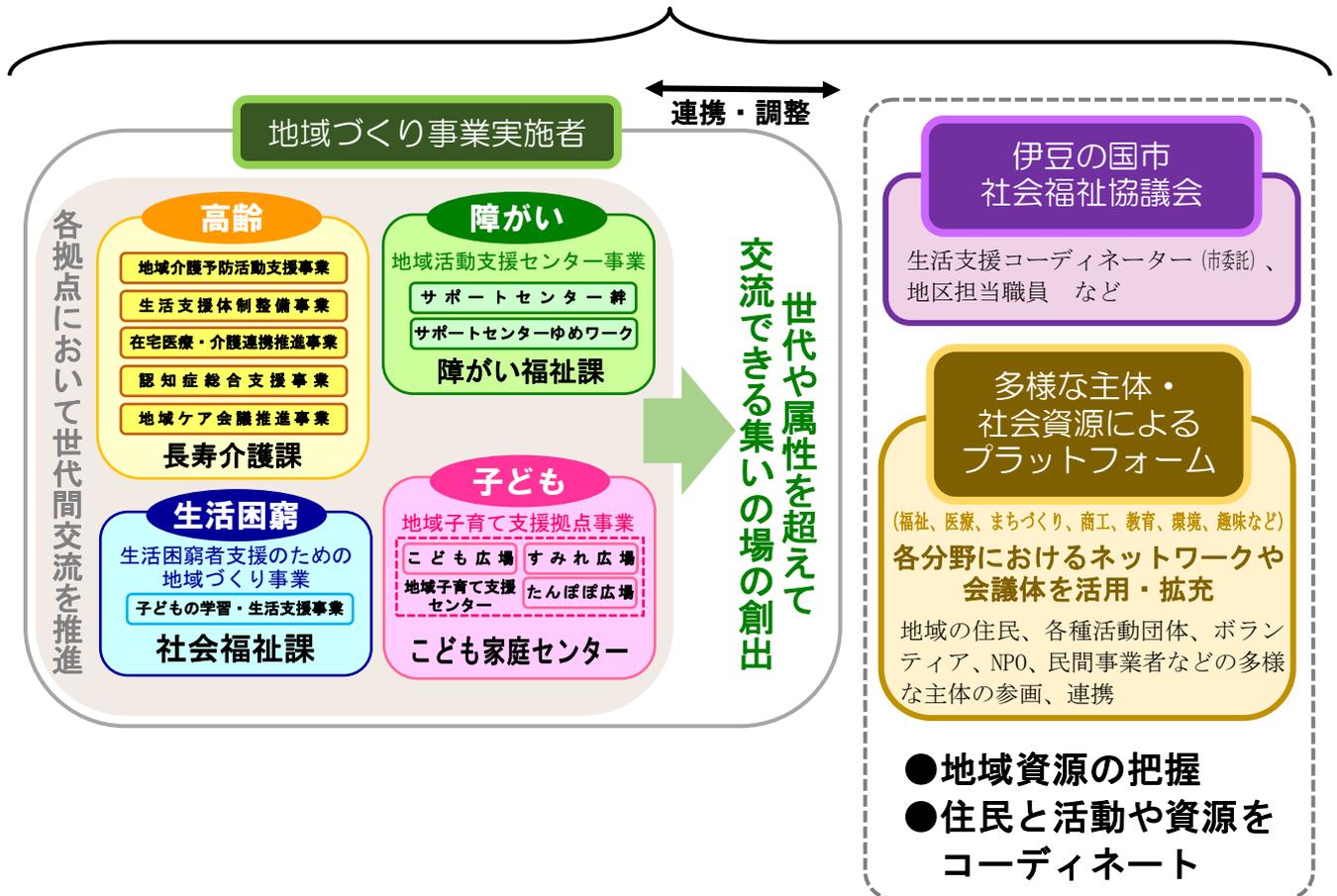
地域づくり事業に関する体制

地域づくり事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を推進します。

本市では、図6のとおり、世代や属性を超えて交流できる集いの場を創出するため、各分野における事業拠点等において、多世代交流を意識した事業の促進を図ります。多様な主体が集い、学び合うプラットフォームとして、既存のネットワークや会議等を活用・拡充しながら取組を進めるとともに、生活支援コーディネーター等を中心に、地域で実施される活動や人などの社会資源を把握し、コーディネートするなど、人と人、人と地域がつながり合う地域づくりを目指します。

本市における地域づくり事業の実施イメージ【図6】

居場所・交流・参加・学びの機会の創出



重層的支援体制整備事業 実施体制表

包括的相談支援事業

【第1号のイ／地域包括支援センターの運営】

事業名称	地域包括支援センター運営事業	
支援対象者	高齢者及びその家族等	
圏域・箇所数	市内3箇所	
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント	
事業方式／支援機関名	委託（委託先名） ・社会福祉法人 春風会 ・社会福祉法人 あやめ会 ・社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会	支援機関名 大仁地域包括支援センター 長岡地域包括支援センター 韮山地域包括支援センター
所管課	健康福祉部 福祉事務所 長寿介護課	

【第1号のロ／障害者相談支援事業】

事業名称	地域生活支援事業（相談支援業務）	
支援対象者	障がい児者及びその家族等	
圏域・箇所数	市内6箇所	
事業内容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介	
事業方式／支援機関名	委託（委託先名） ・社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 春風会 ・社会福祉法人 恩賜財団済生会支部静岡県済生会 伊豆医療福祉センター ・社会福祉法人 輝望会 ・公益財団法人 復康会 ・社会福祉法人 長岡寮湯の家	支援機関名 サポートセンターいずのくに サポートセンター絆 サポートセンターみらいず [児] なのはな相談室 サポートセンターゆめワーク サポートセンターゆのいえ
所管課	健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	

【第1号のハ／利用者支援事業】

事業名称	利用者支援事業（こども家庭センター型）	
支援対象者	子育て家庭や妊婦	
圏域・箇所数	市内1箇所	
事業内容	母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供、支援プランの策定等	
事業方式／支援機関名	直営	支援機関名 健康づくり課（母子保健係）
所管課	健康福祉部 健康づくり課	

【第1号のニ／生活困窮者自立支援事業】

事業名称	生活困窮者自立支援事業（自立相談業務）	
支援対象者	生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人）	
圏域・箇所数	市内1箇所	
事業内容	困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進	
事業方式／支援機関名	委託（委託先名） ・社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会	支援機関名 くらし相談窓口
所管課	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課	

多機関協働事業

【第5号・第6号／多機関協働事業、支援プラン作成事業】

事業名称	多機関協働事業	
支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援会議及び支援会議の設置 ・包括化推進員の配置による会議の運営 	
	<ul style="list-style-type: none"> ①支援機関間の情報共有や事例検討 ②支援機関間の役割分担と支援の方向性の整理・調整、支援プランの作成、プランに基づくチーム支援の実施等 	
事業方式／支援機関名	直営	支援機関名 社会福祉課（福祉相談室）
	<会議構成メンバー> <ul style="list-style-type: none"> ・包括化推進員 ・福祉事務所長 ・各相談支援関係課に配置する相談連携推進員 ・その他、支援に必要な者（専門支援機関、団体、地域の関係者等） 	
所管課	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課（福祉相談室）	

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【第4号／アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

事業名称	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
支援対象者	ひきこもりやセルフネグレクト等、潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握 ・訪問等による関係構築に向けた継続的な働きかけ ・本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援機関へのつなぎ ※多機関協働事業との関係・支援の流れについては、図3「多機関協働事業等における支援フロー」参照。	
事業方式／支援機関名	直営	支援機関名 社会福祉課（福祉相談室）
所管課	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課（福祉相談室）	

参加支援事業

【第2号／参加支援事業】

事業名称	参加支援事業	
支援対象者	ひきこもりなど、社会とのつながりが薄く狭間のニーズを抱える人・世帯	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	本人のニーズや課題等の把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューづくり	
事業方式／支援機関名	直営 <協力機関> 市内の事業所、農家等に協力依頼を行っていく。	支援機関名 社会福祉課（福祉相談室）
所管課	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課（福祉相談室）	

地域づくり事業

【第3号のイ／地域介護予防活動支援事業】

事業名称	地域介護予防活動支援事業	
支援対象者	高齢者及びその支援に携わる者	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の派遣 地区サロン等に、栄養士、歯科衛生士、運動指導士等の専門職を派遣し、講座を実施する。 ・ 地域活動予防活動支援事業費補助金 介護予防活動を行う団体（居場所、サロン等）に事業費を助成する。上限3万円。 	
事業方式／支援機関名	直営	支援機関名 長寿介護課
所管課	健康福祉部 福祉事務所 長寿介護課	

【第3号のロ／生活支援体制整備事業】

事業名称	生活支援体制整備事業	
支援対象者	高齢者を含む地域住民や団体	
圏域・箇所数	第1層（市内全域）、第2層（市内3圏域）	
事業内容	<p>日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービス提供主体をはじめとした多様な関係主体が参画する定期的な情報共有または連携強化の場となる協議体を運営する。協議体の役割として、次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援サービスの担い手の養成や地域に不足するサービスの創出等の資源開発 ・ 生活支援等サービス提供主体間の連携の体制づくりのネットワーク構築 ・ 地域のニーズと生活支援等サービス提供主体の活動のマッチング 	
事業方式／支援機関名	委託（委託先名） ・ 社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会	支援機関名 生活支援コーディネーター （第1層1名、第2層3名）
所管課	健康福祉部 福祉事務所 長寿介護課	

事業名称	在宅医療・介護連携推進事業	
支援対象者	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進委員会の開催（年2回） ・相談窓口の設置 ・研修会の実施 ・地域住民への普及啓発 ・連携体制の構築推進 	
事業方式／支援機関名	直営	支援機関名 長寿介護課
所管課	健康福祉部 福祉事務所 長寿介護課	

事業名称	認知症総合支援事業	
支援対象者	認知症の人とその家族等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の実施 地域や職域において、認知症の人とその家族を支える認知症サポーターを養成するため、キャラバン・メイトによる講座を実施する。 ・認知症初期集中支援チーム員会議の開催 認知症である者やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、専門職によるケース検討会を開催する。 ・認知症カフェ運営事業補助金の交付 認知症の人とその家族、地域住民や専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援することで認知症の人の家族の介護負担軽減を図る認知症カフェを運営する団体に対し、補助金を交付する。 	
事業方式／支援機関名	直営	支援機関名 長寿介護課
所管課	健康福祉部 福祉事務所 長寿介護課	

事業名称	地域ケア会議推進事業	
支援対象者	高齢者を含む地域住民や団体	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	<p>介護保険法第115条の48に基づく、地域ケア会議を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進会議（主催者：市） 地域ケア圏域会議で検討を行った地域課題の解決に向けた取組を推進する。 ・地域ケア圏域会議（主催者：各地域包括支援センター） 地域ケア個別会議で抽出された地域課題を検討する。 ・地域ケア個別会議（主催者：各地域包括支援センター） 個別課題の検討をすることで、ケアマネが行うケアマネジメントを支援し、さらに個別課題の分析を積み上げることにより、地域に共通する課題を抽出する。 ・自立支援型地域ケア個別会議（JTC会議）（主催者：市） 高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を営むことができるよう、自立した生活のための課題を検討し、分析を積み上げることにより地域に共通する課題を抽出する。 	
事業方式／支援機関名	直営／委託 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 あやめ会 ・社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 春風会 	支援機関名 長寿介護課 長岡地域包括支援センター 韮山地域包括支援センター 大仁地域包括支援センター
所管課	健康福祉部 福祉事務所 長寿介護課	

【第3号のハ／地域活動支援センター事業】

事業名称	地域活動支援センター事業	
支援対象者	障がい児者等	
圏域・箇所数	市内2箇所	
事業内容	<p>日中活動の場を提供し、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■サポートセンター絆（身体・知的） 月曜日～金曜日（年末年始を除く） 午前9時～午後4時 ■サポートセンターゆめワーク（精神） 月曜日～金曜日（年末年始及び事業所が指定する夏季3日を除く） 午前9時～午後4時 	
事業方式／支援機関名	委託（委託先名） <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 春風会 ・公益財団法人 復康会 	支援機関名 サポートセンター絆 サポートセンターゆめワーク
所管課	健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	

【第3号の二／地域子育て支援拠点事業】

事業名称	地域子育て支援拠点事業（一般型）	
支援対象者	子育て家庭の親とその子ども	
圏域・箇所数	市内3箇所	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及びその保護者に交流の場の提供、交流の促進 ・ 子育てに関する相談指導、関係機関との連携 ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域子育て支援センターすみれ（未就学児とその保護者） 月曜日～金曜日、第1、3土曜日 （年末年始、祝日、土曜日開館した際の次の月曜日は休館） 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時 ■ 地域子育て支援センターたんぽぽ（未就学児とその保護者） 月曜日～金曜日、第2、4土曜日 （年末年始、祝日、土曜日開館した際の次の月曜日は休館） 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時 ■ こども広場（18歳未満の子どもとその保護者） 木曜日～土曜日、第2、4日曜日（年末年始は休館） 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時 <p>※こども広場は、18歳未満の児童を対象とした児童活動施設事業を併せて実施</p>	
事業方式／支援機関名	直営	支援機関名 地域子育て支援センター すみれ 地域子育て支援センター たんぽぽ こども広場
所管課	健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター	

【第3号／生活困窮者支援のための地域づくり事業】

事業名称	子どもの学習・生活支援事業	
支援対象者	生活困窮者（生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、要保護・準要保護世帯、児童扶養手当受給世帯のいずれかに属する、またはその他生活に困窮し支援を必要とする世帯の満20歳未満の子どもとその保護者）	
圏域・箇所数	市内3箇所	
事業内容	<p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアスタッフによる学習支援 ・子どもの居場所の場の提供 ・生活相談 <p>■夜間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝日を除く、毎週水曜日に実施（計120回） 小学生以下 午後4時30分～午後6時頃 中学生以上 午後4時30分～午後7時頃 <p>■長期休み中の昼間事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春3日、夏5日、冬2日（計10日） 午前10時～午後3時 <p>■場 所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡寮 湯の家（養護老人ホーム） ・プレーグおおひと（地域密着型特別養護老人ホーム） ・葦山福祉・保健センター <p>■参加費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所までの送迎あり ・食育指導の一環として、軽食を用意 	
事業方式／支援機関名	委託（委託先名） ・社会福祉法人 伊豆の国市社会福祉協議会	事業方式／支援機関名 暮らし相談窓口
所管課	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課	